

○まえばし 農業委員会だより

第 93 号

平成 28 年 10 月発行

編集 前橋市農業委員会
発行

事務局 前橋市役所内
農業委員会事務局

前橋市大手町二丁目12番1号
電話 027-898-6732
e-mail nou-jimu@city.maebashi.gunma.jp

270 古紙配合率 70% の再生紙を使用しています



平成28年 第3回 前橋市農業委員会総会開催

平成28年8月1日(月)に第3回農業委員会総会を市役所11階会議室で、山本龍前橋市長や長沼順一市議会議長等を来賓に迎え、開催しました。

総会では、平成27年度前橋市農業委員会業務概要等の報告に続き、委員の部会所属と農地・農政各部会の部会長及び部会長職務代理者の互選が行われ、新たに農地部会長に深町富士雄氏、同職務代理者に青木朱美氏、農政部会長に師田正己氏、同職務代理者に萩原秀治郎氏がそれぞれ選出されました。

三年間の任期が満了となる平成29年7月19日まで、堀越恒弘農業委員会会長のもと、新体制の農業委員会で、本市農地行政や農業振興に力を注いで参ります。

なお、各部会の委員は次のとおりです。

農地部会

- 深町富士雄(下阿内町) 部会長
- 青木朱美(富士見町田島) 部会長職務代理者
- 小泉俊夫(亀里町)
- 石倉忠夫(西片貝町三丁目)
- 小林秀明(上泉町)
- 信澤綱四郎(荒口町)
- 関根由彦(飯土井町)
- 坂庭常男(駒形町)
- 江原弘(河原浜町)
- 澁澤聖一(横沢町)
- 岩崎政男(大前田町)
- 星野和幸(苗ヶ島町)
- 金井清美(粕川町月田)
- 齊藤尚展(粕川町稻里)
- 窪田桂(富士見町時沢)
- 木村隆一(上長磯町)

農政部会

- 星野好孝(富士見町原之郷)
- 三森和也(下川町)
- 浅井雅彦(大利根町二丁目)
- 堀越恒弘(富田町)
- 岡賢一(二之宮町)
- 木村謙(上増田町)
- 舘野祐之(野中町)
- 大崎玉雄(堀越町)
- 金子賢太郎(鼻毛石町)
- 小堀清(市之関町)
- 根岸恵夫(粕川町下東田面)
- 猪熊克己(粕川町深津)
- 星野研一(富士見町原之郷)
- 須田一男(富士見町小暮)
- 関口喜弘(富士見町石井)
- 奈良輝久(富士見町赤城山)
- 木村隆一(上長磯町)
- 兼務 星野好孝(富士見町原之郷)
- 北爪好孝(鼻毛石町)
- 小林美江(小坂子町)
- 師田正己(西大室町) 部会長
- 萩原秀治郎(関根町一丁目) 部会長職務代理者
- 岡田重雄(上佐鳥町)
- 宮本武夫(後閑町)
- 亀井和雄(西善町)
- 富澤俊夫(江田町)
- 井上隆(上青梨子町)
- 石村利夫(五代町)
- 横堀茂雄(小坂子町)
- 栗原武夫(金丸町)
- 太田朗(荻窪町)
- 金子幹一(下細井町)

部会長・
部会長職務代理

選任される

農地部会長



深町富士雄
下阿内町

就任のあいさつ

8月1日に開催されました農業委員会総会に於いて、農地部会長に選任されお世話になる事になりました。

農地部会は、農地法の規定に基づき、農地の権利移動・農地転用等を審議し許可可否かを判断致します。

また、違反転用等につきましては、農地所有者と面接を行い、その上で是正指導を行います。権利移動、転用ともに、人と権利が絡みまますので、慎重な姿勢で臨まなければならず、責任の重さを痛感するところでありまます。

本市は、有数な農業都市であります。農地転用による開発には、適切な判断で対処し、農地を守り継続的な利活用が出来るよう務めて参ります。

皆様からの、ご意見・ご指導を

賜り務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

農政部会長



師田 正己
西大室町

就任のあいさつ

8月1日に開催されました農業委員会総会において、農政部会長に選任され、お世話になる事になりました。

今日の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化に伴う遊休農地の増大、農業所得の伸び悩み、TPP等、極めて厳しい状況にあります。農業を魅力ある産業として新規就農者の確保、所得の増加を図ることが最大の課題と思えます。農業者並びに関係各位のご意見、ご指導をいただき、本市農業の発展に努める所存でございますのでよろしくお願ひ申し上げます。

農地部会長職務代理者



青木 朱美
富士見町田島

就任のあいさつ

8月1日の農業委員会総会において、農地部会長職務代理者に選任され、お世話になる事になりました。農業を取り巻く状況は大変厳しく、農業者の高齢化、所得の減少、後継者不足、遊休農地増大等、問題は山積していますが、農業者の公的代表者としての自覚を持ち、農地等の利用の最適化を積極的に推進していきたいと思っております。生命産業である農業をしっかりと守り、発展させていく事が重要と思えます。皆様のご指導、ご協力を賜り、微力ではございますが、本市農業の発展に努める所存でございますのでよろしくお願ひ申し上げます。

農政部会長職務代理者



萩原秀治郎
関根町一丁目

就任のあいさつ

8月1日の農業委員会総会において、農政部会長職務代理者に選任されお世話になる事になりました。

耕作放棄地が増大する中で、遊休農地解消や農業所得の向上を図り、本市農業の発展に努めたいと存じます。農業者の皆様や関係各位のご指導ご協力を賜りますようお願いいたします。

新任委員

議会推薦 3月30日から

三森和也委員、浅井雅彦委員が議会推薦の農業委員に選任され、3月30日に辞令交付式が行われました。



三森 和也
下川町



浅井 雅彦
大利根町一丁目

農業委員会先進地視察研修

農業委員会では、平成 28 年 7 月 13 日から 15 日までの 2 泊 3 日の行程で、北海道方面の先進地視察研修を行いました。

J A 中札内村

枝豆事業部会

J A 中札内村枝豆事業部会は、平成 27 年に全国農業協同組合中央会、NHKなどが主催する第 45 回日本農業賞において集団組織の部



エダマメ加工処理施設内の視察

大賞を受賞しました。

中札内村において収穫したエダマメを、収穫後 3 時間以内に冷凍処理、取れたてのおいしさにこだわった冷凍エダマメ製品作りを行うとともに、J A と一体となってエダマメと加工品を国内外へ販売しています。

J A 中札内村枝豆事業部会の取り組みは、多彩な新製品の開発や積極的な販路の開拓、効率的な生産と高品質で高収益野菜の導入の優良事例として評価されており、その先進的な取り組みを視察しました。



農業生産法人

神内ファーム 21

神内ファーム 21 は、(株)プロミス創業者である神内良一氏により、長年の夢であった農業への貢献を新たな目標とし、平成 9 年に設立されました。

視察した浦臼本場は、約 600 ヘクタールの広大な敷地に、マンゴー等の熱帯系果実を栽培するビニールハウスや、ハイテクを駆使した植物工場等が整備されています。

これは、従来の北海道の特産物と競合しない農業を目指すことと、



ハウス内でマンゴーの栽培について説明を受ける農業委員

また、240 ヘクタールの牧場では、あか牛が、半年間にわたり放牧中心に飼育されており、低脂肪で高品質の「神内和牛あか」のブランドで知られています。ファーム内で生産された農産物は、生産から加工、販売まで一貫して手掛けています。神内ファーム 21 では、創業者が追求する「理想の農業」や、従来にない発想と創意工夫による「新しい農業」へ挑戦する現場を視察することができました。

寒冷な冬の気候に左右されずに年間を通して安定生産を実現し、広大な農地を、冷涼な夏の気候で有効活用する「克冬制夏」という考え方に基づく経営理念によるものです。



神内ファーム研修施設にて

新規就農者を激励・家族経営協定に調印

農業委員会では、7月21日、前橋市農業協同組合本所多目的ホールにおいて、新規就農者激励会・家族経営協定合同調印式を開催しました。

式典には、本年度の新規就農者21人と、市長・JA組合長等来賓、農業委員、関係者約90人が出席しました。

激励会では、堀越農業委員長や来賓の山本前橋市長、前原前橋市農業協同組合代表理事組合長などから新規就農者の方々へ激励の言葉が贈られ、一人一人に対して奨励金や記念品を贈呈しました。また、新規就農者を代表して、富田町で施設ナス経営を開始した

橋本謙一さんが「やりがいのある仕事として農業を選んだ。初心を忘れず夢のある農業経営を実現したい」と意欲に満ちた抱負を述べました。

続いて、家族経営協定合同調印式では、新規就農者の12組の世帯が、家族間で働きやすい環境づくりを目指し、仕事の役割分担や、給料・労働時間、休日などを定めた協定書に、地元農業委員の立会いのもと、調印を行いました。式典終了後には、農業委員会・市農林課・中部農業事務所・JA前橋市・金融公庫から新規就農者向けの支援事業についての情報提供が行われました。



平成 28 年度 新規就農者激励会



お礼のあいさつを述べる橋本さん

新規就農者の方々が、1日も早く地域農業の担い手として活躍されるようになつていきます。



新規就農者や新規就農希望者の皆様へ

新規就農された方に対して、農業委員会では関係機関と連携して、新規就農者激励会の開催や新規就農者奨励金の交付など各種支援を行なっています。

- 【新規就農者に関する支援事業】
- ・ 新規就農者激励会及び家族経営協定合同調印式の開催
 - ・ 新規就農者奨励金の交付
 - ・ 農業委員等と新規就農者との意見交換会
 - ・ 新規就農者への情報提供
 - ・ 新規就農者巡回 など

【お願い】
農業委員会では、毎年新規就農者の把握活動を行なっています。しかしながら、就農の形態などに



新規就農者現地指導



昨年度の「新規就農者の集い」の様子

より、市内で新規就農された方など全ての状況を把握するのは難しい状況にあります。新規就農された場合や、お近くで新規就農された方をご存知でしたら、農業委員会事務局までご連絡をお願いいたします。

本市農業振興のためにも、新規就農者の確保・育成は重要な課題となっております。皆様のご協力をお願いいたします。

【就農相談会の実施について】

新規就農希望者や新規就農者の方に対して、関係機関と連携して就農相談を実施しています。なお、担当者不在でご迷惑をお掛けしないためにも、農業委員会事務局農業振興係までご一報いただいております。就農相談にお越しくださいますようお願いいたします。

家族経営協定を締結した皆様へ

★ライフステージに応じた協定の更新のすすめ★

前橋市では、農業を営む家族間で経営方針や労働条件・役割分担等を取り決める家族経営協定の締結を主に新規就農者を対象に平成 8 年から実施してきました。

協定数は現在 322 戸となっており、新規就農者が意欲と責任をもって農業経営に参画できるなど就農定着の一役を担っています。

しかしながら、農業を継続する中で家族経営を取り巻く生活環境は変化しますが協定内容が更新されないケースが多くあります。そこで、ライフステージに合わせた内容の見直しを行い実効性のある協定書に更新しましょう。

なお、手続きの変更については農業委員会事務局までお問い合わせください。

〈更新のおすすめライフステージ〉

後継者の就農

後継者にやる気と責任・自信を持たせます



取決め事項

営農計画・部門分担・
経営管理分担・就農条件など

後継者の結婚

家族の一員として配偶者を迎え、各自の役割と責任を明確にします



取決め事項

経営計画・役割分担・
経営継承の時期、方法、内容など

経営継承

スムーズな経営の継承で継承後の生活安定を図ります



取決め事項

収益の配分・継承後の生活保障・資産の相続計画など

定期的に締結した内容が実行されているか確認し、必要に応じて新たに合意した項目や内容を追加しましょう。

家族経営協定の施策的なメリット!

家族経営協定を締結し、経営主とともに経営に参画している配偶者や後継者に対しては認定農業者制度、農業者年金等の制度において次のようなメリットがあります。

【認定農業者制度】

共同経営を行っている場合、家族経営協定の締結等を要件に、夫婦等による共同申請を認めていますので、女性農業者や農業後継者も、パートナーとともに認定農業者とすることができます。

【農業者年金保険料】

農業者年金の被保険者である認定農業者等の担い手と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者・後継者は所定の要件を満たせば、基本となる保険料に対し一定割合の国庫補助助成を受けることができます。

お問い合わせ先

農業委員会事務局
中部農業事務所

農業振興係
普及指導課

027-898-6733
027-233-9255

前橋市農業青年国内短期研修補助金

農業技術の向上や農業経営の多角化など、農業が直面する課題に対応し、地域農業のリーダーとなる農業青年を育成するため、県外での先進地研修に参加する農業青年及び農業青年グループに対して補助金を交付します。

【補助金対象者】

- ① 前橋市内に住所を有する方
- ② 補助金交付申請時において、45歳未満の方
- ③ 営農する農地が前橋市内にある方

【交付対象となる事業及び経費】

- ① 農業青年個人研修
 - 連続して1か月以上3か月以下の期間で、自主的に取り組む先進農家での短期の研修に係る経費
- ② 農業青年グループ研修
 - 試験研究機関や先端技術の展示会等の視察研修など、営農意欲を高めるための研修に係る経費

③ 経費

研修地までの旅費、宿泊費、研修参加負担金、講師謝礼

【交付金額】

- ① 農業青年個人研修
 - 月額3万円を上限とします。ただし、研修を行なった日数が1ヶ月に満たない月にあつては、上記金額を当該月の日数に基づき日割り計算で算定します。
- ② 農業青年グループ研修
 - 研修者1人につき3千円。ただし、1グループは3人以上とし、10人以上の場合は、1グループ3万円を上限とします。いずれの補助金も年度内1回の交付とします。

【お問い合わせ先】

農業委員会事務局
 農業振興係
 電話番号
 027・898・6733

新規参入者 定着支援事業補助金

本市に転入し、新たに農業経営を開始する方が、地域農業との繋がりをもち、円滑に就農できるよう、市内の空農家住宅等を借りる場合の家賃補助を行います。

【補助金対象者】

- ① 本市に転入し、本市で就農することに対して、強い意欲を持つ方
- ② 就農時点で45歳未満の方
- ③ 本事業を活用後、引き続き市内で5年以上の農業経営を行う方
- ④ 市町村民税等、必要な納税について滞納がない方。
- ⑤ 前橋市暴力団排除条例を遵守していること。

【補助内容】

農家住宅等の家賃とし、連続する24か月を限度とします。
 共益費や敷金・礼金、駐車場代、転居費用等は対象外です。

【交付金額】

月額2万円を上限とし、月額家賃の2分の1の額のいずれか低い額とします。

【お問い合わせ先】

農業委員会事務局農業振興係
 電話番号 027・898・6733

農地パトロールの お知らせ

今年、7月20日から11月30日にかけて調査員による農地パトロールを実施しています。

これは、優良農地の確保と有効利用促進を図るため、農地法に基づいて利用状況調査を行うもので、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止等を重点的に取り組むものです。

農地パトロールは、調査員等が道路から目視で確認しますが、場合によっては当該農地へ立ち入ることもありますので、ご理解をお願いします。

【お問い合わせ先】

農業委員会事務局農業振興係
 電話番号 027・898・6733



農地パトロール車
 (市内農地を巡回しますので、ご理解をお願いします。)

「前橋市竹木粉碎機貸出事業」 補助金の実施について

本市では今年度、豊かな里山・平地林を適切に整備・保全していくために、伐採及び剪定した枝や竹を粉碎する竹木粉碎機のレンタル費用の一部を補助する「前橋市竹木粉碎機貸出事業」を実施します。

●補助対象者

NPO、ボランティア団体、自治会、農地所有適格法人、認定農業者、市民等（前橋市に住所を有する者または勤務している者）

●採択要件（抜粋）

- ① 事業実施箇所は、前橋市内です。
- ② 竹木粉碎機の利用には、当該機械のレンタル事業者が認めた操作指導者を1名以上配置してください。

●対象経費

竹木粉碎機のレンタル料金、管理料、セーフティー料、回送費、竹木粉碎機のレンタル事業者が認めた操作指導者の人件費

●補助率 Ⅱ 事業費の 10 / 10
●補助上限額

- ・ 1日あたり 111,000円
- ・ 2日あたり 176,000円

※最長レンタル期間（2日）

「お問い合わせ先」

東部農林事務所

027・285・4116



竹木の粉碎の状況

農地の転用には手続きが必要です。 無断で転用した場合、厳しい罰則が!

農地を農地以外（住宅、店舗、資材置き場、駐車場など）に利用するときには、**農地転用許可**（市街化区域内的の農地は転用の届出）が必要です。

また、許可後において転用目的を変更する場合には、事業計画の変更等の手続きを行う必要があります。

農地を無断で転用した場合や許可目的どおりに利用しない場合には、以下の罰則が適用される場合があります。

個人

➡ 3年以下の懲役
又は 300万円以下の罰金

法人

➡ 1億円以下の罰金



お問い合わせ先

農業委員会事務局 農地係

電話番号 027-898-6734

農政講演会を開催します

平成28年11月17日 **木**

14:00~16:00 (13:00 受付開始)

前橋の田舎は宝の山



NPO法人えがおつなげて
代表理事

曾根原 久司 氏

地方創生に挑む!!

日本に広がる農地は『宝』

都市と農村をつなげるネットワークで
目指すは **10兆円産業・100万人雇用**

場 所 | 前橋市農業協同組合
本所 2階多目的ホール
前橋市富田町 2400-1

参加対象者 | 農業者
農業に興味、関心のある一般の方、学生
農業関係機関 (JA 等)

申し込み | <<事前申し込みが必要です>>
農業委員会事務局 農業振興係
TEL027-898-6733

参加費無料!!
参加して
ころ!!

